入院時食事療養費・入院時生活療養費について

◇入院時食事療養費◇

入院中の食事については、食材料費相当を標準負担額としてご負担いただきます。

1. 70 歳未満の方

区分		1 食あたりの食事代	
一般(限度額 区分ア〜区分エ)		490 円 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等:280 円	
低所得者	90 日までの入院	230 円	
(限度額区分才)	91 日以降の入院	180 円	

2. 70歳以上の方

区分		1 食あたりの食事代	
現役並み所得者・一般		490 円 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等:280 円	
低所得者Ⅱ	90 日までの入院	230 円	
	91 日以降の入院	180 円	
低所得者 【 (老齡福祉年金受給権者)		110円	

◇入院時生活療養費◇

<u>療養病床(マナー棟4階・5階、テラス棟2階)に入院する65歳以上の方</u>は、介護保険との負担 均衡を図るため、所得に応じて食事と居住費を標準負担額としてご負担いただきます。

1. 65歳以上70歳未満の方

	1食あたりの食事代	1日当たりの居住費
一般(限度額区分ア~区分エ)	490 円	370 円
低所得者 (限度額区分5)	230 円	370 円※

2. 70歳以上の方

	1食あたりの食事代	1日当たりの居住費
一般(限度額区分ア~区分エ)	490 円	370 円※
低所得者Ⅱ	230 円	370 円※
低所得者I	140 円	370 円※
低所得者 I (老齢福祉年金受給権者)	110円	0円

[※]については、患者さんの状態により金額が異なります。